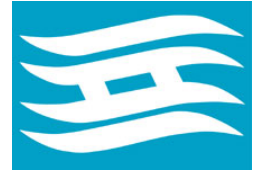


兵庫県公報

令和8年6月12日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

ページ

- 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報等の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育課）…………… 1
- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 2

公布された法令のあらまし

◎本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正により、知事はその処理に当たり本人確認情報等及び個人番号を利用することができる事務から、私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務が削除されること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則
- 2 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第26号）

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、マンションの再生等の円滑化に関する法律又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく書類の受理に関する事務について、条例の規定により市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）が処理することとするものを定めることとした。

規 則

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第25号

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の30の項を次のように改める。

30 削除

（個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を削り、同表3の2の項中「別表第1の1の款(3)の2の項」を「別表第1の1の款(4)

の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表5の項事務の欄(1)中「就学支援金法」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)」に改め、「保護者等」の右に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の当該生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。)」を加え、同表10の項事務の欄(1)中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

別表第2の4の款を削り、同表3の2の款中「別表第2の1の款(3)の2の項」を「別表第2の1の款(4)の項」に改め、同表4の款とし、同表5の款情報の欄(2)中「就学支援金支給関係情報」を「就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金の支給に関する情報(以下「就学支援金支給関係情報」という。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第26号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表44の項を次のように改める。

44 条例本則の表67の2の部に規定する規則で定める事務	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号)第76条の25第1項若しくは第2項又は第76条の30第1項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
------------------------------	---

本則の表44の項の次に次のように加える。

44の2 条例本則の表67の5の部(2)に規定する規則で定める事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第18条第1項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
-----------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。